

地域危険度マップ

東部版

町名・地区名

- 大田町 川合町
- 三瓶町(池田地区、志学地区、多根地区)
- 山口町 富山町 朝山町 波根町
- 久手町 鳥井町 長久町

地域危険度マップは、地震によって発生する建物被害の分布を表したものです。具体的には、「ゆれやすさマップ」で示した強さのゆれが起こった場合の、建物被害の程度(建物全壊率)を表しています。建物全壊率は、1辺約50mのメッシュ単位で分割した地域に建っている建物の中で何%の建物が全壊するかを示します。全壊率の数値が大きくなるほど建物を受ける被害が大きくなります。

お問い合わせ先

大田市建設部都市計画課  
〒694-0064 鳥根県大田市大田町大田口 1111 番地  
TEL 0854-82-1600 FAX 0854-82-9732

地域危険度マップの活用方法

- 自分の家や近所の危険度をチェックしましょう。
- よく行くところ、よく通る道の危険度をチェックしましょう。
- 避難所までの経路の危険度をチェックしましょう。

地域危険度マップの作成方法

このマップの作成にあたっては、おおよ次のような手順で建物被害の程度(建物全壊率)を予測しています。

整理

大田市域の建物の分布状況を整理します。建物が全壊する可能性は建築年代や構造によって異なるため、建物分布は建築年と構造を区別して把握します。

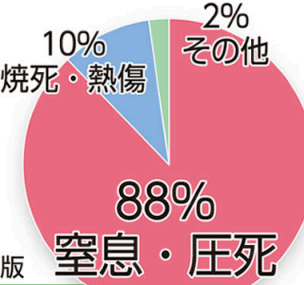
計算

過去の地震被害記録から求められた震度と全壊率の関係から、各地域での全壊率を計算します。

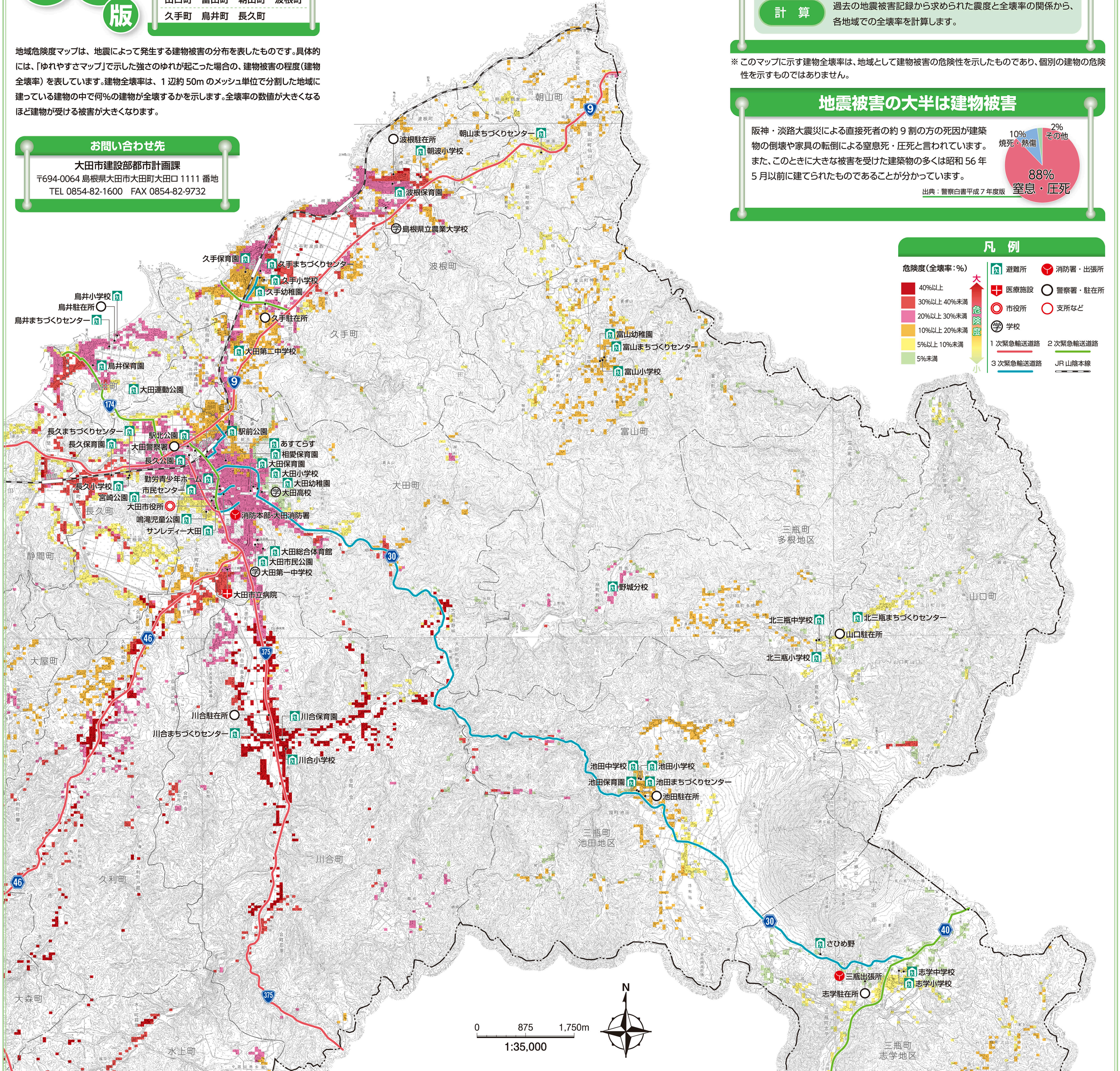
※このマップに示す建物全壊率は、地域として建物被害の危険性を示したものであり、個別の建物の危険性を示すものではありません。

地震被害の大半は建物被害

阪神・淡路大震災による直接死者の約9割の方の死因が建築物の倒壊や家具の転倒による窒息死・圧死とされています。また、このときに大きな被害を受けた建築物の多くは昭和56年5月以前に建てられたものであることが分かっています。



出典：警察白書平成7年度版



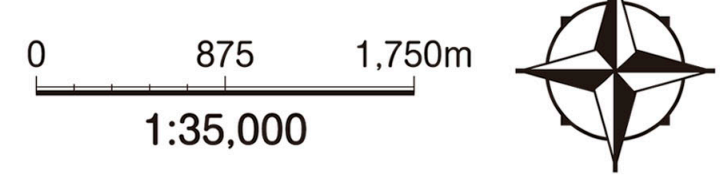
**凡例**

危険度(全壊率:%)

- 40%以上
- 30%以上 40%未満
- 20%以上 30%未満
- 10%以上 20%未満
- 5%以上 10%未満
- 5%未満

避難所 消防署・出張所 警察署・駐在所 市役所 支所など 学校

1次緊急輸送道路 2次緊急輸送道路 3次緊急輸送道路 JR山陰本線



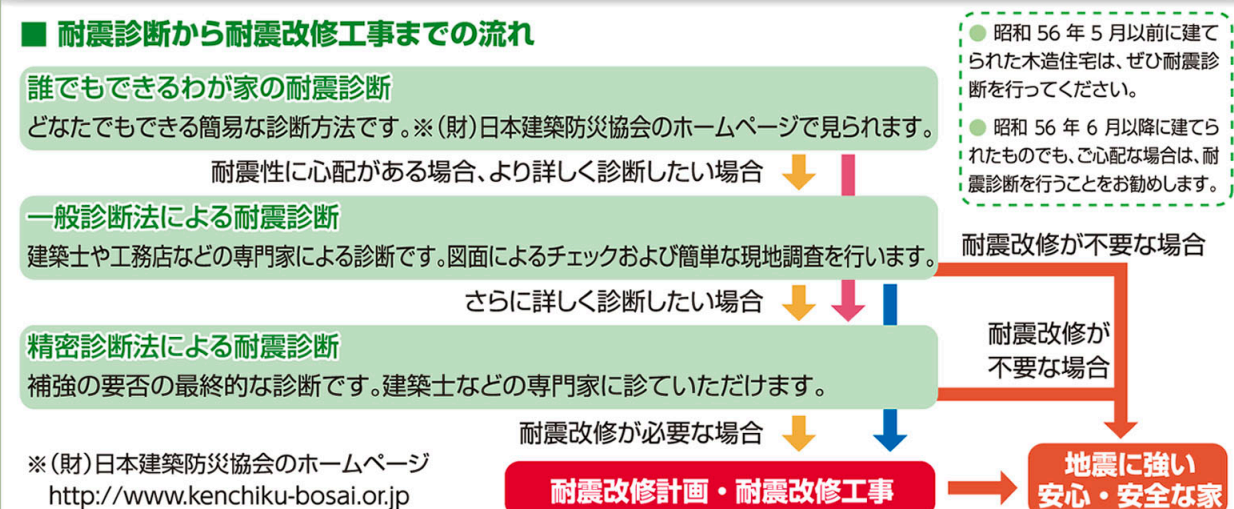
家具などの対策も重要

- 地震で建物が倒壊しなくても、大きな家具の転倒、家電製品の落下、ガラスの飛散などに大きなケガをしたり逃げ場をふさがれたりします。新潟県中越地震(2004年10月)でも、負傷者の約5割は家具類の転倒・落下、ガラスの飛散によるものでした。家具の固定や配置方法の工夫を行い、家中の安全性を高めておきましょう。
- 収納に工夫を
    - 重いものは下に、軽いものは上に。
    - 本棚などは、開閉をブロックなどで固定するなど、なるべく開閉を作らない。
  - 置き方に工夫を
    - 家具の下部の前方に転倒防止のビニール樹脂製のものを入れ、壁にもたれ気味にしておく。
    - 就寝場所は、家具が倒れてこないように配置する。
    - 出入口や通路には、なるべく荷物を置かないように。
  - ガラスの飛散防止を
    - 割れたガラスが飛び散るのを防ぐため、ガラス飛散防止フィルムを貼る。
  - 耐震金具を利用しよう
    - 転倒防止金具
    - 壁・柱・鴨居と家具を固定するタイプと、床などに固定するタイプがあります。家具や室内の状況によって使い分けましょう。
    - 重ね留め用金具
    - 重ねた上上の家具を固定し、上の家具の落下を防ぎます。
    - 扉・引き出し開放防止金具
    - 地震発生時に、扉・引き出しが開かないように固定します。さらに、収納物の落下を防止するために棚板にふしんを置いたり、木やアルミ棒による飛び出し防止棒をつけると安心です。

「全壊」とは

- 全壊とは、自然災害による建物被害の程度の中で、最も大きく被害を受けた状態を示します。
- ① 外観による判定  
建物の全体、もしくは一部の階がすべて倒壊している
  - ② 傾斜による判定  
外壁や柱の傾斜が1/20以上である
  - ③ 屋根、壁(外壁)及び基礎による判定  
基礎の損傷率が75%以上
  - ④ 住宅の損害割合  
屋根、壁(外壁)及び基礎の損傷程度等(及び傾斜)から算出した損害の割合が50%以上
- 出典：災害に係る住家の被害認定基準運用指針 平成21年6月内閣府(防災担当)

耐震診断を受けましょう



市では、木造住宅の耐震診断に対する補助事業(※一定の条件が必要)を実施しています。詳しくは、大田市建設部都市計画課 (tel 0854-82-1600)までお問い合わせください。

耐震改修工事を行いましょ

安全でない診断された場合は、適切な耐震改修工事を行うことで安全性を確保できます。ここでは、耐震改修工事の主な方法を紹介します。専門家に相談して自分の家にもっとも適した方法を選び、耐震改修工事を行いましょ。

「偏心の検討」  
建物の片側の面に縁側やガレージなどの広い開口部が設けられているような壁の少ない建物は、地震力を受ける壁が偏りやすくなります。壁の無い側に耐力壁を設ける補強をして、建物全体のバランスを取りましょ。

「接合部」の補強  
仕口(接合部)等がどのように作られているかを確認し、できる限り金物などでしっかりとつなぎ合わせ(緊結)するようにしましょ。

「老朽・腐朽部材」の交換  
老朽・腐朽部分は新しいものに交換しましょ。

「壁」の補強  
耐力壁(※)の数を増やすと建物は丈夫になります。新しい耐力壁の設置や筋かいの追加、古い部材への交換が補強の確実な方法です。

「基礎、地盤」の補強  
基礎や土台がしっかりしていないと、大きな地震の時は、住宅が倒壊・大破する危険性が高くなります。基礎を補強して建物の性能を上げましょ。

※「耐力壁」とは、単にボードを張っただけの間仕切り壁と区別され、構造用合板を張り、想定される地震力に抵抗できる壁のことをいい、「筋かい」の入った壁も含みます。「筋かい」とは、地震や風による横力の抵抗するために、柱と柱の間に対角線に入れた斜め材を指しましょ。